事業計画概要書に対する知事意見書

5 佐地環第 29-2 号 令和 5 年 12 月 4 日

株式会社柳沢土木 代表取締役 柳澤 光輝 様

長野県佐久地域振興局長

令和5年10月6日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する 条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

株式会社柳沢土木 代表取締役 柳澤 光輝 長野県北佐久郡軽井沢町大字系	Ě地2898番地	
一般廃棄物処理施設設置許可		
長野県北佐久郡軽井沢町大字系	Ě地字祖父久保 2830 番 1	
木くずの破砕施設 (移動式兼用)		
破砕する一般廃棄物 木くず(特別管理一般廃棄物を除く。)		
木くず 15.84 t /日 (1.98 t / h 8 時間稼働)		
産業廃棄物処理施設設置許可		
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保2830番1		
木くずの破砕施設 (移動式兼用)		
破砕する産業廃棄物 木くず(特別管理産業廃棄物を除く。)		
木くず 15.84 t /日 (1.98 t / h 8 時間稼働)		
一般廃棄物処理施設変更許可		
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保2830番1		
木くずの破砕施設 (移動式兼用)		
破砕する一般廃棄物 木くず(特別管理一般廃棄物を除く。)		
木くず 6.24 t /日 (0.78 t / h 8 時間稼働)		
新 騒音、振動の管理目標値 (事業場敷地境界)	旧 騒音、振動の管理目標値 (最寄り住宅側敷地境界)	
	代表取締役 柳澤 光輝 長野県北佐久郡軽井沢町大字子 木くずの破砕施設 (移動式兼用 破砕する一般廃棄物 木くず 15.84 t/日 (1.98 t/ 産業廃棄物処理施設設置許可 長野県北佐久郡軽井沢町大字子 木くずの破砕施設 (移動式兼用 破砕する産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物 木くず (特別管理ー般廃棄物 木くずの破砕施設 (移動式兼用 破砕するで、(移動で、大くずの破砕施設 (移動式兼用 破砕する一般廃棄物処理施設変更許可 長野県北佐久郡軽井沢町大字子 木くずの破砕施設 (移動式兼用 破砕する一般廃棄物 木くず (特別管理一般廃棄物 木くず (特別管理一般廃棄物 木くず (特別管理一般廃棄物 木くず (も、24 t/日 (0.78 t/日)	

	騒音レベル:70 dB以下 振動レベル:70dB以下	騒音レベル: 65 dB以下 振動レベル: 65 dB以下 (住宅側以外の敷地境界) 騒音レベル: 70 dB以下 振動レベル: 70dB以下
▶申請の区分 (IV)	産業廃棄物処理施設変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保2830番1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず(特別管理産業廃棄物を除く。)	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 6.24 t/日 (0.78 t/h 8 時間稼働)	
	新	旧
⑤ 変 更 の 概 要 (変更許可等の場合)	既存許可施設の騒音、振動の 管理目標値 (事業場敷地境界) 騒音レベル:70dB以下 振動レベル:70dB以下	既存許可施設の騒音、振動の管理目標値 (最寄り住宅側敷地境界) 騒音レベル:65dB以下 振動レベル:65dB以下 (住宅側以外の敷地境界) 騒音レベル:70dB以下 振動レベル:70dB以下
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲)軽井沢町 杉瓜区 (根拠)廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	(範囲) ・軽井沢町長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要説 明会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年1月28日(日)午後1時から (場所) 軽井沢町杉瓜区軽井沢公民館杉瓜分館 (北佐久郡軽井沢町大字発地2834番地1)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考え ます。
関係市町村長及び関係住民の範囲につ	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考え
いての意見	ます。
事業計画概要説明会の開催に関する事	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考え
項についての意見	ます。